

給付奨学金及び貸与奨学金の審査における早生まれの者の取扱いに関する Q&A

1. 概要

Q1 この取扱いはどういうものですか。

A1 日本学生支援機構の給付奨学金の審査(支援区分の判定)に用いる「支給額算定基準額」や貸与奨学金の審査に用いる「貸与額算定基準額」の算定において、早生まれである奨学金申込者あるいは奨学金利用者と、同学年の早生まれでない者を同様に扱うものです。

Q2 「支給額算定基準額」「貸与額算定基準額」とは何ですか。

A2 「支給額算定基準額」は、日本学生支援機構の給付奨学金の支援区分の判定に用いる、税情報をもとに算定した金額です。「貸与額算定基準額」は、日本学生支援機構の貸与奨学金の採用等に用いる、税情報をもとに算定した金額です。両者の算定方法は若干異なりますが、いずれも早生まれの者を対象とした控除が適用されます。

Q3 税情報とは何ですか。

A3 奨学金申込者あるいは奨学金利用者本人及びその生計維持者に係る市町村民税の情報です。

Q4 扶養控除とは何ですか。

A4 市町村民税の根拠となっている地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に定める、納税者が一定の条件を満たす親族を扶養している場合に適用される控除です。

Q5 支給額算定基準額や貸与額算定基準額の計算式に、扶養控除と書いてありません。どのように計算しているのですか。

A5 支給額算定基準額や貸与額算定基準額の計算に用いる「課税標準額」は、収入や所得の情報から扶養控除等の所得控除(納税者の属性等に応じて控除される金額)を差し引いた後の金額です。このため、計算式内に扶養控除と書いていなくても、これらの算定基準額の計算には扶養控除の控除額が影響します。

Q6 早生まれとは何ですか。

A6 ここでは、生年月日が1月2日から4月1日の間にある者を指します。令和6年 10 月～令和7年9月の間に判定される給付奨学金の支援区分や貸与奨学金の採用結果に適用されるのは生年月日 2005 年1月2日～2005 年4月1日の者になります。

Q7 早生まれの対象となる誕生日が1月1日ではなく1月2日なのはなぜですか。同様に、3月31日ではなく4月1日なのはなぜですか。

A7 年齢計算ニ関スル法律(明治35年法律第50号)により、誕生日の前日に年齢が加算されることになっています。例えば1月1日生まれの人は、12月31日時点で見ると、既に加齢されていることとなります。

Q8 どのような場合に適用されるのですか。

A8 以下①～③のすべてを満たす場合に適用されます。

- ① 奨学金申込者あるいは奨学金利用者本人が、本人のいずれかの生計維持者の扶養控除の対象(控除対象扶養親族)になっていること。
- ② 奨学金申込者あるいは奨学金利用者本人の扶養控除の対象(控除対象扶養親族)と判定された時点の年齢が18歳であること。
- ③ 奨学金申込者あるいは奨学金利用者本人が早生まれであること。

Q9 なぜこのような取扱いが必要なのですか。「同様に取扱う」とはどういうことですか。

A9 まず、扶養控除の仕組みから説明します。

扶養控除は、対象者(控除対象扶養親族)の年齢によって控除額の区分が異なります。特に、18歳と19歳で区分が変わり、19歳のほうが控除額は大きくなります。

また、扶養控除の年齢を判定する時点は、奨学金の審査を行う時点や学年の始期ではなく、税情報の年度(課税年度)の前年の12月31日となっています。

一方、学校の学年度は、一般的に4月から始まり、3月に終わりますが、年齢は学年度の初日(4月1日)で判定されます。

ここから、この税情報の判定の日(12月31日)と学年の判定の日(4月1日)の相違により、同じ年度の生まれ・同じ学年であっても、早生まれであるか否かによって、税情報における年齢が異なることとなります。そして、扶養控除は18歳と19歳とで控除額が異なるため、この年齢の判定の相違がもとで、早生まれの者は同じ年度生まれ・同じ学年にもかかわらず、早生まれでない者と比べて控除額が少なくなってしまう。

支給額算定基準額や貸与額算定基準額の計算に用いる「課税標準額」は、収入や所得の情報から扶養控除等の所得控除を差し引いた後の金額ですので、控除額の少ない早生まれの者(控除額33万円)の方が、早生まれでない者(控除額45万円)と比べて、「課税標準額」が大きくなり、これらの算定基準額も大きくなります。その結果、同じ年度生まれ・同じ学年にもかかわらず、給付奨学金の支援区分が早生まれの者の方が下方の区分判定となったり、貸与奨学金の採否が相対的に不利な結果になったりすることがあります。

この取扱いは、給付奨学金や貸与奨学金の審査の際に、同じ年度生まれ・同じ学年にもかかわらず、早生まれの者と早生まれでない者の扶養控除額の差を無くし、早生まれの者が不利益を被らないようにすることを目的として適用するものです。

Q10 この取扱いを適用する根拠は何ですか。

A10 独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成16年政令第2号)を根拠としています。

Q11 いつから適用されるのですか。

A11 給付奨学金は、令和5年10月以降に適用される新規採用の支援区分及び支援区分見直し以降から適用されています。

貸与奨学金は、令和6年4月以降の採用から適用されています。

Q12 誰に適用されるのですか。

A12 Q8の条件に該当する奨学金申込者あるいは奨学金利用者本人を扶養している生計維持者の支給額算定基準額及び貸与額算定基準額を計算する際に適用されます。

Q13 何か手続きは必要ですか。

A13 手続きは必要ありません。生年月日により該当する者を判定して適用します。

Q14 具体的にどのような計算をするのですか。また、控除額の根拠はなんですか。

A14 支給額算定基準額及び貸与額算定基準額の計算において、課税標準額から12万円を控除します。これは、扶養控除の対象者(控除対象扶養親族)が18歳である場合の控除額33万円と、19歳である場合の45万円との差額です。

2. 個別の事例

Q15 私は現在18歳で早生まれです。適用されますか。

A15 現在18歳であるかどうかではなく、時点により適用の可否が決まります。

※以下のいずれの例も令和5年10月以降の状況とします。

例1: 早生まれで、18歳となった直後の4月に大学に入学し、大学で給付奨学金の春の定期採用に申請をした。

→ 税情報の判定時点では16歳であるため、その奨学金の選考には適用されません。(その後の適格認定等において適用されることになります。)

例2: 早生まれで、19歳となった年の6月に予約採用の申請をした。

→ 税情報の判定時点では18歳であるため、その予約採用の選考に適用されます。

例3: 早生まれで、18歳となった直後の4月に大学に入学し、入学した次の次の翌年の4月に大学で在学採用の申請をした。

→ 税情報の判定時点では18歳であるため、その在学採用の選考に適用されます。

【例】2023年4月に現役で大学に入学した学生のイメージ



→ 地方税情報が決定された時点(2024年6月:2024年度の支給額算定基準額の計算)にはこの情報を用いる)では同じ学年・同じ年齢であるにもかかわらず、現行の基準では、税制の年齢確認時点(2023年12月末)の年齢が異なるために、早生まれの者のほうが控除額が少なくなってしまう。この改修では、早生まれの者がそうでない者と同じになるように(緑線のように)措置する。

Q16 私は早生まれですが、必ず適用されますか。

A16 Q8のとおり、奨学金申込者あるいは奨学金利用者本人がその生計維持者の扶養控除の対象(控除対象扶養親族)となっており、なおかつ判定された際の年齢が18歳である必要があります。

Q17 この取扱いが適用されると給付奨学金の審査において必ず有利になりますか。

A17 適用されることにより、本人を扶養している生計維持者の支給額算定基準額及び貸与額算定基準額が減少します。ただし、減少してもなお当該算定基準額が支援区分の判定の基準(例えば、給付奨学金の支援区分が第一区分のため支給額算定基準額の合計額が100円未満である等)に変わりがない場合があるため、必ず採用されたり、必ず支援区分が変動したりするとは限りません。なお、この取扱いにより審査において不利になることはありません。

Q18 この取扱いは遡って適用されるのですか。

A18 令和5年10月以降に適用される給付奨学金の新規採用の支援区分及び支援区分見直しや令和6年4月以降の貸与奨学金の採用より前に遡って適用されることはありません。

Q19 私ではなく私のきょうだいが早生まれですが、特例は適用されますか。

A19 この取扱いは、奨学金申込者あるいは奨学金利用者本人にのみ適用されます。同じ年度生まれ・同じ学年における早生まれの者と早生まれでない者を同じ取扱いとするものです。この取扱いによりきょうだいで支援区分や採用結果の相違が生じる場合があります。

Q20 早生まれ控除が適用されていないようですが、どうしてでしょうか。

A20 QA8の条件のうち、どれか1つでも満たしていない場合は適用されません。